

要注意

架空請求の手口が巧妙化しています！！

「未納料金について、当事者間の解決ができないことから、裁判所へ提訴し受理された」という内容のハガキが送られてきたとの相談が寄せられています。

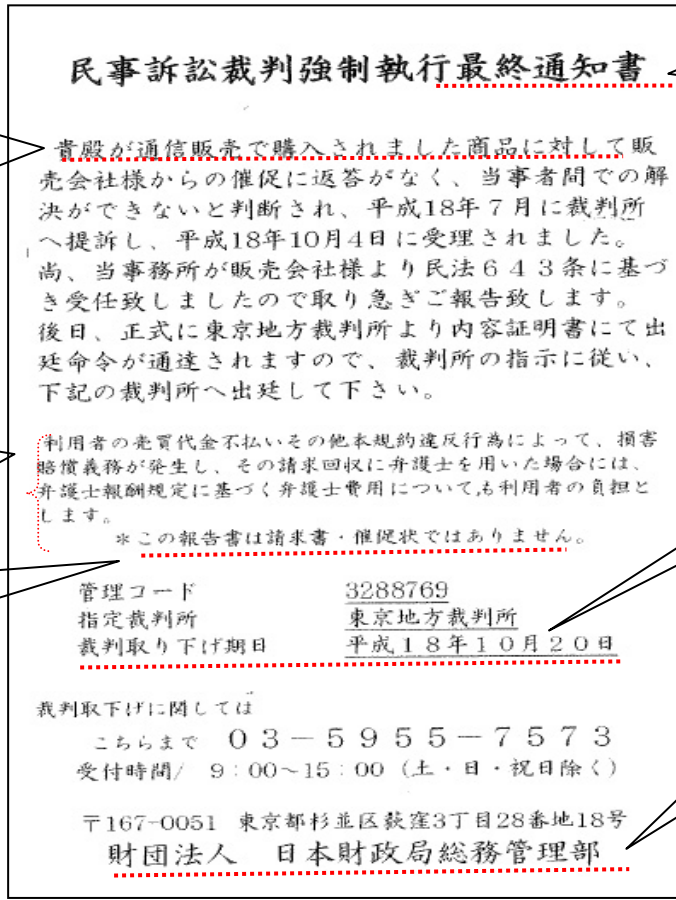
「裁判所へ提訴し受理された」とだけ告げることから、架空請求と気がつきにくい、より巧妙な手口となっていますが、これまでの架空請求と同様に、記載されている電話番号へ電話をかけさせ、その後、お金を支払わせるよう誘導することが目的です。

実際の例

「もしかしたら、購入したかも」と思わせるため、何の料金なのか、具体的な金額等については、書かれていません。

更に負担が増えるかのような文言で、不安をあおります。

請求書や督促状でないとして、信憑性をたかめようとしています。



初めてなのに「最終」との文言を使い、危機感をつのらせます。

裁判は、いつでも取り下げができ、「取り下げ期日」というものはありません。

日本財政局総務管理部という財団法人は存在しません。

対処法 : 絶対に「連絡を取らず」、「無視」しましょう。

記載の電話番号へ連絡をとると、あなたにお金を支払わせようと、言葉巧みに誘導します。

連絡をとることは、悪意のある人間に、あなたの存在を知らせることになります。

仮に相手から電話がかかってきたとしても、「利用していないものは支払わない」ときっぱり断りましょう。なお、勤務先や家族の名前等、個人情報を、絶対に話してはいけません。

おかしいなと思ったら、連絡するなどしてお悩みの場合は

- ・県消費生活センター：電話 024-521-0999
 - ・県警察相談センター：電話 #9110 (プッシュ回線のみ)
- 又は 024-533-9110 にご相談ください